

○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第七条 法第十一条の六第三項（法第十七条の十五第七項（法第八十条の四第二項（法第百条第一項において準用する場合を含む。））、第九十六条第一項及び第百条の四第二項において準用する場合を含む。）、第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百二十二条第四項、令第十条第五項並びに第二十七条第十九項、第三十二条第四項、第三十五条第三項、第三十七条第四項及び第五十一条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第十一条の六第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）</p>	<p>（組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第七条 法第十一条の六第三項（法第十七条の十五第七項（法第八十条の四第二項（法第百条第一項において準用する場合を含む。））、第九十六条第一項及び第百条の四第二項において準用する場合を含む。）、第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百二十二条第四項、令第十条第五項並びに第二十七条第十九項、第三十二条第四項、第三十五条第三項、第三十七条第四項及び第五十一条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第十一条の六第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）</p>

む。)に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、次条並びに第四十八条第三項第一号イ(2)を除き、以下同じ。)とする。

「一〇五 略」

「二〇四 略」

(特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為)

第七条の十八 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第五十条の三十一の二において同じ。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。第五十条の三十一の二において同じ。)を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

「一・二 略」

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景

む。)に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、次条並びに第四十八条第三項第一号イ(2)を除き、以下同じ。)とする。

「一〇五 同上」

「二〇四 同上」

(特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為)

第七条の十八 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

「イ〜ハ 略」

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面  
(第七条の二十三から第七条の二十五(第一項第四号を除く)まで、第七条の二十七、第七条の三十の二及び第五十条の三十一の九第一項第四号において「契約締結前交付書面」という。)

〔2〕・〔3〕 略〕

(特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告等に表示する利用者が支払うべき対価に関する事項)

第七条の二十 令第九条の四第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して利用者が支払うべき対価(第七条の二十二、第七条の二十六及び第七条の二十八第九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

「イ〜ハ 同上」

ニ 「同上」

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面  
(第七条の二十三から第七条の二十五まで、第七条の二十七及び第七条の三十の二において「契約締結前交付書面」という。)

〔2〕・〔3〕 同上〕

(特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告等に表示する利用者が支払うべき対価に関する事項)

第七条の二十 令第九条の四第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して利用者が支払うべき対価(第七条の二十二、第七条の二十六及び第七条の二十八第九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第七条の二十三 「略」

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第七条の二十七第十一号に掲げる事項

二 第七条の二十七第十二号に掲げる事項

3 組合又は連合会は、契約締結前交付書面には、第七条の二十七第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第七条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第七条の五第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げ

(特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第七条の二十三 「同上」

2 「同上」

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第七条の二十七第一項第十一号に掲げる事項

二 第七条の二十七第一項第十二号に掲げる事項

3 組合又は連合会は、契約締結前交付書面には、第七条の二十七第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第七条の二十五 「同上」

一 第七条の五第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げ

るものに該当するものを除く。以下「外貨貯金等」という。）に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第七条の二十七第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第七条の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第七条の二十九及び第七条の三十の二第二号口において「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該利用者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 略〕

四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合等（令第九条第一項第一号に規定する組合等をいう。第七条の二十九第一項第四号及び第二十五条の三において同じ。）を所属組合（法第二百二十一条の二第三項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）とする特定信用事業代理業者が法第二百二十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十条の三十一の二第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面を交付している場合

〔2〕4 略〕

（特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第七条の二十七 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の

るものに該当するものを除く。以下「外貨貯金等」という。）に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第七条の二十七第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第七条の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第七条の二十九及び第七条の三十の二第二号口において「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該利用者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 同上〕

〔号を加える。〕

〔2〕4 同上〕

（特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第七条の二十七 〔同上〕

主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇十六 略」

十七 当該組合又は連合会が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となっている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定貯金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。以下この号及び第五十条の三十一の十一第十七号において同じ。）の有無（対象事業者となつている場合にあつては、当該認定投資者保護団体の名称）

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定信用事業等紛争解決機関（法第二百二十一条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この号、第八条第一項第四号又、第四十八条第一項第一号二及び第五十条の三十一の十一第十八号において同じ。）が存在する場合 当該組合又は連合会が法第十一条の十の二第二項第一号に定める手続実施基本契約（法第二百二十一条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下このイ、第八条第一項第四号又(1)、第四十八条第一項及び第五十条の三十一の十一第十八号イにおいて同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名

「一〇十六 同上」

十七 当該組合又は連合会が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となっている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定貯金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。以下この号及び第五十条の三十一の十一第十七号において同じ。）の有無（対象事業者となつている場合にあつては、当該認定投資者保護団体の名称）

十八 「同上」

イ 指定信用事業等紛争解決機関（法第二百二十一条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この号、第八条第一項第四号又、第四十八条第一項第一号二及び第五十条の三十一の十一第十八号において同じ。）が存在する場合 当該組合又は連合会が法第十一条の十の二第二項第一号に定める手続実施基本契約（法第二百二十一条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下このイ、第八条第一項第四号又(1)、第四十八条第一項及び第五十条の三十一の十一第十八号イにおいて同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関

称

ロ [略]

十九 [略]

〔項を削る。〕

(特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第七条の二十八 特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次条(第一項第四号を除く。))及び第五十条の三十一の十五第一項第四号において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇十一 略〕

〔項を削る。〕

の商号又は名称

ロ [同上]

十九 [同上]

2||

一の特定貯金等契約の締結について組合又は連合会及び特定信用事業代理業者(法第二百一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。以下同じ。)が法第十一条の九及び第二百一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により利用者に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該特定信用事業代理業者が当該書面を交付したときは、当該組合又は連合会は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第七条の二十八 特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇十一 同上〕

2||

一の特定貯金等契約の締結について組合又は連合会及び特定信用事業代理業者が法第十一条の九及び第二百一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により

（特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第七条の二十九 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕三 略〕

四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合等を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第二百二十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十条の三十一の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合

〔2〕4 略〕

（投資信託等と貯金等との誤認防止）

第九条 〔略〕

2 〔略〕

3 組合又は連合会は、その事務所において、第一項各号に掲げる商

利用者に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該特定信用事業代理業者が当該書面を交付したときは、当該組合又は連合会は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

（特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第七条の二十九 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

〔号を加える。〕

〔2〕4 同上〕

（投資信託等と貯金等との誤認防止）

第九条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 組合又は連合会は、その事務所において、第一項各号に掲げる商



品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該事務所内において利用者の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならない。

4 組合又は連合会は、法第十一条第三項第七号若しくは第五項、第八十七条第四項第七号若しくは第六項、第九十三条第二項第七号若しくは第四項又は第九十七条第三項第七号若しくは第五項の規定に基づき元本の補填の契約をしていない信託契約の締結又はその代理を行う場合には、元本の補填の契約をしていないことを当該事務所内において利用者の目につきやすい場所に適切に掲示し、元本の補填の契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合（信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七十七号）第七十八条各号に掲げる場合を除く。）には、第二項各号の事項を説明しなければならない。

（利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）  
第二十五条の三 組合等は、当該組合等、当該組合等を所属組合とする特定信用事業代理業者又は当該組合等の子金融機関等（法第十一条の十三第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、これらの者が行う信用事業関連業務に係る利用者又は顧客（以下この条において「利用者等」という。）の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第一号から第三号までに掲げる事項を利用者の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

4 組合又は連合会は、法第十一条第三項第七号若しくは第五項、第八十七条第四項第七号若しくは第六項、第九十三条第二項第七号若しくは第四項又は第九十七条第三項第七号若しくは第五項の規定に基づき元本の補てんの契約をしていない信託契約の締結又はその代理を行う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、元本の補てんの契約をしていないことを利用者の目につきやすいように当該窓口に掲示し、元本の補てん契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合（信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七十七号）第七十八条各号に掲げる場合を除く。）には、第二項各号の事項を説明しなければならない。

（利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）  
第二十五条の三 組合等（令第九条第一項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。）は、当該組合等、当該組合等を所属組合（法第二百一十一条の二第三項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）とする特定信用事業代理業者又は当該組合等の子金融機関等（法第十一条の十三第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、これらの者が行う信用事業関連業務に係る利用者又は顧客（以下

「一〇四 略」

「2・3 略」

(所属組合の説明書類等の縦覧)

第五十条の二十六 「略」

「2〇4 略」

5|| 準用銀行法第五十二条の五十一第二項に規定する主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(特定信用事業代理業者の届出等)

第五十条の三十一 準用銀行法第五十三条第四項の主務省令で定める

場合は、次に掲げる場合とする。

「一・二 略」

「号を削る。」

三|| 「略」

2 「略」

3 第一項第三号に規定する不祥事件とは、特定信用事業代理業者又

この条において「利用者等」という。）の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇四 同上」

「2・3 同上」

(所属組合の説明書類等の縦覧)

第五十条の二十六 「同上」

「2〇4 同上」

「項を加える。」

(特定信用事業代理業者の届出等)

第五十条の三十一 「同上」

「一・二 同上」

三|| 準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書面について、縦覧を開始した場合

四|| 「同上」

2 「同上」

3 第一項第四号に規定する不祥事件とは、特定信用事業代理業者又

はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

「一〇五 略」

4 第一項第三号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を特定信用事業代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類似行為）

第五十条の三十一の二 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

「一・二 略」

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

「イ〇ハ 略」

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

「一〇五 同上」

4 第一項第四号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を特定信用事業代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類似行為）

第五十条の三十一の二 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

「イ〇ハ 同上」

ニ 「同上」

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面  
(第五十条の三十一の七から第五十条の三十一の九(第一項  
第四号を除く。)まで、第五十条の三十一の十一及び第五十  
条の三十一の十七において「契約締結前交付書面」という。

〔2〕・〔3〕 略

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告等に  
表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第五十条の三十一の四 令第二十四条の四第一号の主務省令で定める  
ものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず  
、特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価(第五十条の三十  
一の六、第五十条の三十一の十及び第五十条の三十一の十四第九号  
において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上  
限額又はこれらの計算方法(当該特定貯金等契約に係る元本の額に  
対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金  
額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする  
。ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、そ  
の旨及びその理由とする。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関  
する契約締結前交付書面の記載方法)

第五十条の三十一の七 〔略〕

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面  
(第五十条の三十一の七から第五十条の三十一の九まで、第  
五十条の三十一の十一及び第五十条の三十一の十七において  
「契約締結前交付書面」という。)

〔2〕・〔3〕 同上

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告等に  
表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第五十条の三十一の四 令第二十四条の四第一号の主務省令で定める  
ものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず  
、特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価(第五十条の三十  
一の六、第五十条の三十一の十及び第五十条の三十一の十四第一項  
第九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくは  
その上限額又はこれらの計算方法(当該特定貯金等契約に係る元本  
の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び  
当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要  
とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあって  
は、その旨及びその理由とする。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関  
する契約締結前交付書面の記載方法)

第五十条の三十一の七 〔同上〕

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第五十条の三十一の十一第一号に掲げる事項

二 第五十条の三十一の十一第十二号に掲げる事項

3 特定信用事業代理業者は、契約締結前交付書面には、第五十条の三十一の十一第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）  
第五十条の三十一の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨貯金等に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並び

2 「同上」

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第五十条の三十一の十一第一項第十号に掲げる事項

二 第五十条の三十一の十一第一項第十二号に掲げる事項

3 特定信用事業代理業者は、契約締結前交付書面には、第五十条の三十一の十一第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）  
第五十条の三十一の九 「同上」

一 外貨貯金等に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並び

に第五十条の三十一の十一第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第五十条の三十一の七に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第五十条の三十一の十五及び第五十条の三十一の十七第二号口において「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 略〕

四|| 一の特定貯金等契約の締結について、当該特定信用事業代理業者の所属組合が法第十一条の九において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し契約締結前交付書面を交付している場合

〔2～4 略〕

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第五十条の三十一の十一 「略」

〔項を削る。〕

に第五十条の三十一の十一第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第五十条の三十一の七に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第五十条の三十一の十五及び第五十条の三十一の十七第二号口において「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 同上〕

〔号を加える。〕

〔2～4 同上〕

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第五十条の三十一の十一 「同上」

2|| 一の特定貯金等契約の締結について組合又は連合会及び特定信用事業代理業者が法第十一条の九及び第二百一十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該組合又は連合会が当該書面を交付したときは、当該特定信用事業代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第五十条の三十一の十四 特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次条)第一項第四号を除く。)において「契約締結時交付書面」という。)

〔一〇十一 略〕

〔項を削る。〕

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第五十条の三十一の十五 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第五十条の三十一の十四 特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇十一 同上〕

2||

一の特定貯金等契約の締結について組合又は連合会及び特定信用事業代理業者が法第十一条の九及び第二百十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該組合又は連合会が当該書面を交付したときは、当該特定信用事業代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第五十条の三十一の十五 〔同上〕

<p>5   4   3   2  </p> <p>〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕</p>	<p>〔一〕三 略</p> <p>四   一の特定貯金等契約の締結について、当該特定信用事業代理業者の所属組合が法第十一条の九において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し契約締結時交付書面を交付している場合</p> <p>〔2〕4 略</p> <p>(届出事項等)</p> <p>第五十一条 法第二十六条の二第十二号の主務省令(倉荷証券に関するもの並びに金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものを除く。)で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〕十二の三 略</p> <p>十三   削除</p> <p>〔十四〕十八 略</p> <p>〔項を削る。〕</p>
<p>6   5   4   3  </p> <p>〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕</p>	<p>〔一〕三 同上</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔2〕4 同上</p> <p>(届出事項等)</p> <p>第五十一条 〔同上〕</p> <p>〔一〕十二の三 同上</p> <p>十三   法第五十八条の三第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合</p> <p>〔十四〕十八 同上</p> <p>2   組合又は連合会は、前項第十三号に掲げる場合において法第二十六条の二の規定による届出をしようとするときは、届出書に同号に規定する書類を添付して行政庁に提出しなければならない。</p>



備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

改正後	改正前
<p><b>別紙様式第2号</b>（第50条の10関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">← 29.7cm以上 →</p> <p style="text-align: center;">特定信用事業代理業者許可票</p> <p style="text-align: center;">特定信用事業代理業</p> <p style="text-align: center;">許可番号 金融庁長官（ ）第 号</p> <p style="text-align: center;">（財務（支）局長）</p> <p style="text-align: center;">農林水産大臣（ ）第 号</p> <p style="text-align: center;">（特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名）</p> <p style="text-align: center;">（所属組合の名称）</p> </div> <p>20 cm 以上</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 「所属組合の名称」には、所属組合（水産業協同組合法（以下「法」という。）第121条の2第3項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。二以上の所属組合があるときは、<u>全ての</u>所属組合の名称を記載すること。</p> <p>[2・3 略]</p>	<p><b>別紙様式第2号</b>（第50条の10関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">← 30cm以上 →</p> <p style="text-align: center;">特定信用事業代理業者許可票</p> <p style="text-align: center;">特定信用事業代理業</p> <p style="text-align: center;">許可番号 金融庁長官（ ）第 号</p> <p style="text-align: center;">（財務（支）局長）</p> <p style="text-align: center;">農林水産大臣（ ）第 号</p> <p style="text-align: center;">（特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名）</p> <p style="text-align: center;">（所属組合の名称）</p> </div> <p>20 cm 以上</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 「所属組合の名称」には、所属組合（水産業協同組合法（以下「法」という。）第121条の2第3項に規定する所属組合をいう。）の名称を記載すること。二以上の所属組合があるときは、<u>すべての</u>所属組合の名称を記載すること。</p> <p>[2・3 同左]</p>